

請 願 文 書 表

令和3年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 氏名	紹氏 介議 員名	議決 結果
3	令和3年9月6日	<p>1 件 名 政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を 求める請願</p> <p>2 主 旨 今から76年前の1945年8月、広島・長崎に原爆が投下されました。同年の 12月末までに亡くなられた方は、広島で14万人、長崎で7万4000人とされて います。被爆されて生き延びてこられた方々も既に平均年齢が80代半ばとな っています。その方々の切なる願いは「この地球上から悪魔の兵器＝核兵器が 廃絶されること」です。</p> <p>その願いに応える「核兵器禁止条約」が、2017年7月7日に国連総会におい て122カ国の賛成で採択されたのは記憶に新しいところです。当条約は、批准 国が50カ国を超えたことにより、本年1月22日ついに発効しました。</p> <p>思い起こせば、1950年から53年にかけて全世界で5億筆(日本で645万筆) の署名を集めた「原子兵器の無条件禁止を求めるストックホルムアピール」が、 朝鮮戦争におけるアメリカの原爆使用を防ぎました。原水爆の全面禁止を求め る運動は、日本を中心にその後も粘り強く進められました。その結果、核兵器 が毒ガスや細菌兵器をはるかにしのぐ非人道性をもつ事実が全世界に次第に 認識されていきました。核兵器禁止運動の伝統が、本条約の発効という形で結 実しました。</p> <p>核兵器の非人道性とは何でしょうか。第一に、非戦闘員を大量に殺傷するこ とであり、第二に生き残った被爆者の健康を一生損ない続け、ときにはその子 孫の健康まで損なうことであり、第三に被爆地を残留放射能のため数十年にわ たって人の立ち入れない「死の地」にすることです。</p> <p>この条約の発効によって、核兵器は存在すること自体が国際法違反ということに なりました。条約の成立と発効を求める署名運動を進めてきた日本人の一員とし て、感慨ひとしおのがあります。</p> <p>条約の核心条文は第1条(禁止)であり、そこでは次の三つの内容を定めていま す。</p> <p>①核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転、受領を禁止する。 ②核兵器の使用、使用の威嚇を禁止する。</p> <p>使用の威嚇は、仮想敵国の戦意をくじき戦争を断念させるために行われます。「核 兵器による戦争の抑止(縮めて核抑止)」と「使用の威嚇」は本質的に同義です。 しかし、核抑止戦略は威嚇された国に「さらに強い核兵器」の開発を促します。す なわち、この戦略は核保有国同士を、際限のない核兵器開発競争に駆り立てます。 そこで、核兵器禁止条約は、「使用の威嚇」を禁ずることにより、「核抑止」という 名の「核軍拡競争」を防止することにしました。</p>	茨城県稲敷郡阿見町うずら野3丁目3番地110 阿見平和の会 代表 水野 秧一郎 代表 中山 熙之	永井 義一 落合 剛	

③締約国のいかなる場所においても、核兵器の配置、設置、配備を禁止する。
これは、核保有国が締約国の領土内に核兵器を置くことを禁ずる規定です。
日本が締約した場合、この条項が大きな意味を持ってきます。日本の非核三原則は、周知のように「核兵器を、持たず、作らず、持ち込ませず」です。しかし、「持ちこませず」を明示する法的な根拠は存在していません。本条項により初めて、非核三原則が法的に担保されることとなります。

このように本条約は、核兵器が存在する意味そのものを全面的に否定する国際法で、核戦争の勃発を防ぐ上で画期的な内容を備えています。51年前に、NPT（核不拡散）条約が発効しました。ところが、核保有国は発効当時の5カ国（米、露、英、仏、中）から4カ国※も増えており、核兵器使用の危険性はむしろ高まっています。NPT条約は、その目的とする核軍縮を実現する上で、必ずしも有効性を持たないことが明らかになりました。

※注）インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエル

世界から核戦争の脅威を取り除く最も確かな道は、核兵器禁止条約の締約国を飛躍的に増やすことです。世界唯一の核兵器被爆国である日本こそ、真っ先に条約に調印してそれを批准し、引き続き条約の批准進展に取り組むべきであります。昭和61(1986)年3月に「非核平和都市宣言」を行った阿見町の議会として、以上の主旨の意見書を政府に提出していただきたいと存じます。

(請願事項)

当町議会において、「政府に対し、核兵器禁止条約への署名とその批准を要望する意見書（案文：別紙）の提出」を採択することを求めます。

核兵器禁止条約への署名とその批准を要望する意見書（案）

人類史上初めて核兵器の全面禁止を明文化した「核兵器禁止条約」の批准国が 50 カ国を超え、本年1月 22 日に条約が発効しました。

条約の成立と発効に大きな力を及ぼしたのが「ヒバクシャ国際署名」でした。核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるこの署名は、最終的に 1,370 万 2,345 名分が国連に提出されました。被爆者の方々の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない。そのためにはこの世から核兵器の存在を一掃しなければならない」という強い思いが国際社会を動かし、批准 50 カ国の達成につながったものと言えるでしょう。

平和首長会議も、条約の締結と批准を促進しました。この組織には、本年 8 月1日現在で、世界の 165 の国・地域から 8,043 自治体が加盟しています。同会議は、各国に対し 2017 年以來ずっとこの条約への署名とその批准を訴え続けてきました。ちなみに、国内で平和首長会議に加盟しているのは、本町を含めて 1,734 自治体です。

最後に強調したいのですが、条約の誕生に最も寄与したのは、1955 年以來現在まで 66 年の長きにわたって続けられているわが国の原水爆禁止運動です。被爆者を先頭にした「核兵器なくせ」の国民運動が、ついに条約として実を結んだと言っても過言ではありません。

核兵器禁止条約は「核兵器は非人道的であり、地球上からなくすべきだ」という人類の意思を明確にした条約です。この条約の内容を包括的で実効性の高いものにしていくには、核保有国をはじめ、さらに多くの国が条約に参加する必要があります。

わが国の核軍縮方策について、「非核三原則を堅持しつつ、立場の異なる国々の橋渡しに努め、各国の対話や行動を粘り強く促すことによって、核兵器のない世界の実現に向けて取り組んでいる」、と政府がことあるごとにご説明なさっていることは承知しております。国におかれましては、日本国民の運動が中心になって生み出した条約を生かすため、これまでの取り組みに加えて下記事項を実行なさってくださいよう強く要望いたします。

記

唯一の原子爆弾被爆国として、一日も早く核兵器禁止条約への署名とその批准を行うこと。

2021 年 月 日 阿見町議会

提出先

内閣総理大臣 菅 義偉 様

外務大臣 茂木 敏充 様